

# 森山法務大臣米国行刑施設視察報告



平成15年8月6日

コロンビア特別区民営刑務所

*Correctional Treatment Facility*

(1～7頁)

\*\*\*\*\*

平成15年8月8日

カリフォルニア州青少年・成人矯正庁

*California Youth and Adult Correctional Agency*

(8～12頁)

サクラメント・カリフォルニア州立刑務所

*California State Prison, Sacramento*

(13～25頁)

法務省

# コロンビア特別区民営刑務所

## Correctional Treatment Facility (CTF)

(1901 E Street SE, Washington DC)



CTF 正面玄関にて

### 訪問日時

2003年8月6日午前10時15分～午後1時15分

### 施設の概要

#### 1 沿革

1992年5月、コロンビア特別区矯正局の特別中警備刑務所として建設された。

1997年3月、コロンビア特別区矯正局は、刑務所運営会社 Correctional Corporation of America (CCA) と20年間の契約を締結し、この契約によって施設の維持管理及び運営がCCA社に委託され、現在の Correctional Treatment Facility (CTF) となった。

CCA社は、全米最大の刑務所運営会社。同社が運営する刑務所の収容定員は62,231人(2001年9月4日現在)

#### 2 施設の性質

CTFは、男女の受刑者を収容しているほか、特別目的(特別医療、青少年問題調査、証人保護等)の拘禁も行っている。

なお、最近のコロンビア特別区とCCA社との合意により、CTFは、施設の機能を成人刑務所から jail (= 拘置所、ただし短期受刑者の収容機能を含む) へと移行することとなった。

#### 3 施設概況

##### (1) 刑務所長

Fred Figueroa

(2) 建物

8階建て・5棟の建物群（敷地面積 10.2 acres）からなり、コロンビア特別区 Jail に隣接している。

(3) 職員数

CCA社職員（処遇担当、教育担当、一般事務担当）	338人
CHPS社職員（医療担当）	52人
ARAMARK社職員（給食担当）	約20人

(4) 被収容者数

収容定員	898人
収容現員	797人（視察当日：男664人 女133人）
	774人（2002年度平均）

(5) 収容対象

- 男女受刑者
- 未決被収容者
- 特別医療対象者
- 青少年問題調査対象者（Youth Diagnostic Studies）
- 保護の必要な証人

## 聴取結果

調査事項につき、CTF幹部職員から聴取（コロンビア特別区矯正局担当官同席）

### 1 施設の運営

(1) 運営委託料はいくらか。

CCA社は、施設に収容されている各々の被収容者につき一日当たりの日割り経費（51.40\$）を受け取っており、これはコロンビア特別区矯正局に毎月請求される。

(2) 民間刑務所の被収容者には警備上の支障のない者などを特に選定しているか。

CTFへ送られる被収容者は、コロンビア特別区矯正局によって調整されている。

CTFにいる間に規律上又は保安上の問題を引き起こす被収容者は、他の被収容者から隔離されて収容される。CTFの被収容者は、全員、受入れ後の分類の過程で、その危険度を評価される。CTFにおいて高い又は極めて高い危険性を有すると分類された者は、CTF内にある特別管理区域（Special Management Unit）に収容されるか、コロンビア特別区 Jail に還送される。

(3) 運営状況を監視するための矯正当局の常駐職員はいるか。

当局から派遣された2名の契約監督官（Contract Monitor）が常駐している。このうち1名は、CCA社との契約を監視し、もう1名は、CHPS社が担当する医療とARAMARK社が担当する給食を監視している。

契約監督官の1人は、かつてのコロンビア特別区矯正局の刑務所次長である。

(4) 矯正当局による定期的な監査は行われているか。

コロンビア特別区の保健・消費者省（Department of Health & Consumer）と規制行政委員会（Regulatory Agency）が、半年ごとに監査を行っている。

コロンビア特別区の監察長官（Inspector General）も、年1回の監察を行うことができる。

CTFは、連邦執行官の権限に基づく収容も行っているため、連邦執行官の機関による監査も行われる。

## 連邦執行官

連邦裁判所に関連する逮捕状や捜索差押令状の執行等の職務を行う。

コロンビア特別区矯正局は、年1回、施設運営に関する監査を行い、C C A社独自の機関も、年1回、規格保証審査（Quality Assurance Inspections）を行う。

アメリカ矯正協会（American Correctional Association）は、3年に1回、監査を行う。

### (5) 運営状況は公表されているか。

施設管理に関する報告が、特別区議会（City Counsel）及び一般市民に対してなされる。施設の幹部職員は、関心事項につき、特別区議会において陳述する。こうしたヒアリングは、パブリック・ケーブル・テレビジョンで放映される。

### (6) 事業者が契約違反があった場合、どのような手続がとられるか。

契約違反があり、それが契約監督官によって指摘された場合は、C C A社に是正の機会が与えられる。C C A社の対応に満足しない場合、契約上、コロンビア特別区矯正局はC C A社に対して違約金を科すことができる。

これまでに違約金が科された事例における主な理由は、職員の不足である。刑務所の外の一般社会でも需要の多い特別な技能（教師や医療専門職員）を必要とする職員ポストは、充足するのが困難な場合があるからである。

### (7) 事業者は刑務作業の収益を得られる仕組みとなっているか、又は、約定された額を超える収益ができた場合に事業者が何らかのメリットを受けられる仕組みがあるか。

C C A社が運営する他の施設とは異なり、C T Fには刑務作業のプログラムがない。被収容者の回転率が高いので、そのような企画の実行は困難なものとなっている。

## 2 施設の構造

### (1) 効率的な管理を行うための構造上の特徴はあるか。

ない。むしろ、現在の施設の構造は、効率的な管理に資するものとはなっていないため、C C A社の他の施設に比べ、収容定員に対する職員の数が多くなっている。

### (2) 自殺防止のため居室の構造上何らかの工夫がなされているか。

ない。自殺防止は、居室設計上考慮されていない。

むしろ、職員研修、直接の監督、頻繁な巡回及び職員の鋭敏な感覚が自殺防止の機能を果たしている。特別管理区域（Special Management Unit）及び医療区域の居室は、特に注意をもって監視されている。被収容者が自殺のそぶりを見せた居室においては、自傷の可能性を少なくするために、いくつかの物品が引き上げられている。

### (3) コスト削減や早期完成を図るため、収容棟のプロトタイプの作成やプレハブ工法を活用しているか。

C C A社が建設した施設の多くは、プロトタイプ施設（prototype facilities）であるが、C T FはC C A社が建設したものではない。

#### プロトタイプ施設

収容棟等の建設を効率的に実施するため、典型的パターンに基づいて整備された施設



- (4) 施設の警備等にIT関連の技術をどのように活用しているか。  
CTFは、全被収容者の居所と動きを追うために、IT技術を取り入れた被収容者管理システム(Inmates Management System)を採用している。
- (5) 土地建物の所有権は政府、事業者のいずれが保有しているか。  
コロンビア特別区が所有している。
- (6) 施設の敷地・設備等を利用して地域へのサービスを行っているか。  
していない。
- (7) 何らかの収益事業を行うための施設は併設されているか。  
されていない。

### 3 争訟の解決等

- (1) 施設の運営に関して近隣住民からの苦情に対しては誰が対応するのか。  
所長である。
- (2) 刑務所の運営によって他人に損害を与えた場合の責任はどのように分担されているか。  
すべての損害についてCCA社は責任を負う。CCA社には、内部の調査担当者及び外部の弁護士がおり、すべての法的問題を処理している。  
ただし、被害者はコロンビア特別区を訴えることもできる。
- (3) 損害を填補するための保険契約は締結されているか。  
CCA社が締結している。
- (4) 事業者が施設の管理能力を失うに至った場合にはどのような手続が採られるか。  
CCA社は、毎週、所長、副所長、保安責任者及びプログラムマネージャーを含む監督者に施設の検査を行わせることにより、刑務所の管理運営が完全な無秩序状態にならないよう努めている。また、そのような事態にならないよう、コロンビア特別区矯正局との契約及びアメリカ矯正協会基準を遵守している。

### 4 職員の権限と勤務形態

- (1) 民営刑務所の職員は、公設刑務所の職員と同様の守秘義務を負っているか。  
負っている。
- (2) 民営刑務所の職員が職務に関連して賄賂を收受した場合には犯罪行為となるか。  
犯罪行為を構成する。
- (3) 民営刑務所の職員は武器の携行を認められているか。  
保安区域内では携帯できないが、保安区域外の巡回、移送及び在外保安区域(Out-Post)(病院)の担当に任せられた職員は、武器の携帯を許されている。
- (4) 戒具の使用、保護房への収容、懲罰の執行はコロンビア特別区矯正局の監督官の判断に基づいて行われるのか。  
民営刑務所の職員独自の判断で行われ、当局から派遣された契約監督官の事前の許可等を要しない。  
被収容者は、保安に対する脅威になるとき、又は彼らの行為が施設の損壊を惹起するときのみ、戒具を使用される。戒具は懲罰のために用いられてはならない。  
戒具を使用する矯正職員は、年に1回、戒具の適正な使用に関する訓練を受けた上で、職務に当たっている。  
懲罰は、規律違反行為の性質・程度を斟酌して科される。

- (5) 被収容者が逃走した場合には、民営刑務所の職員はどのような対応を採ることとなるか。  
緊急時行動計画に従って対処する。CTFでは、常に被収容者を監視しており、施設の居住区域及び保安区域について無作為にセキュリティチェックを行い、被収容者を施設内の複数の区に割り当て、一日を通じて頻繁に人員の確認を行わせることにより、逃走の機会を最小限にとどめるよう努めている。
- (6) 一般的な勤務体系、休暇の取得状況はどうか。  
矯正職員は、週休2日の勤務で、年25日の休暇取得が認められている。
- (7) 職員はどのように採用しているか、研修はどのように実施しているか。  
職員は、民間事業者採用された年に、40時間の必須研修を受けるほか、居住区の担当となる前に最低200時間の研修を受けることになっている。
- (8) コロンビア特別区矯正局による民営刑務所の管理者や職員への教育・研修制度はあるか。  
施設及び職務の必要性に基づいた実務研修を受ける。
- (9) 職員組合は存在するか。スト権はあるか。  
存在する。ストライキはコロンビア特別区の法令により禁じられている。

## 5 被収容者の処遇

- (1) 矯正処遇の手法は公立刑務所と異なるか。  
必ずしも異なっているわけではない。CCA社では「ベスト・プラクティス」手法が導入されているが、これは、政府が運営する刑務所にとっても民間事業者が運営する刑務所にとっても最も良いと考える方法を採用するものである。
- (2) 処遇プログラムにはどのようなものがあるか。  
成人基礎教育 (Adult Basic Education)、生涯技能教育 (Life Skills)、クリーニング、理容、グラフィック・アート、コンピュータ技能のほか、薬物教育も行われている。また、CCA社が運営する刑務所では初めてAOATプログラム (Adjusting Our Attitude Training = 自己規律訓練プログラム) を導入し、主に若年受刑者が受講している。  
CTFの学習プログラムは、高等学校を卒業していない被収容者が、高等学校卒業と同等の資格を得るのを補助するように作られている。  
職業訓練プログラムは、高等学校卒業資格又は一般教育資格 (General Education Diploma) を取得している被収容者を対象としている。被収容者は、座学と実務を組み合わせた課程に参加することによって労働市場において価値のある技能を修得する機会を与えられている。  
麻薬中毒者については、専用のユニットが用意されており、特別の教育プログラムが施されている。
- (3) 教育、職業訓練については、被収容者に提供された時間数で評価されているのか、それとも試験結果や資格取得状況などの結果で評価されているか。  
両方である。コンピュータ技能の習得などの職業訓練課程や学校教育課程では試験が課される。ほとんどの職業訓練課程では、成人基礎教育テストにおける一定以上のスコアないし高等学校卒業資格が必要とされる。
- (4) 医療体制はどのようになっているか (医師数、診療科目数、健康診断の回数など)。  
CTFにおける医療は、コロンビア特別区矯正局と契約している Center for Correctional Health and Policy Studies (CCHPS) 社によって提供されている。CCHPS社は、隣接するコロンビア特別区 Jail の医療も提供している。  
看護師は薬を処方し、毎日の被収容者の診療希望を調整している。医師との面会及び特別な医療サービスは、その必要に応じて予定が組まれる。

実際の問題として、一般社会では医療を受けられないような者もCTFでは医療を受けられるという事態が生じている。必然的に医療費が多額にのぼってしまうが、被收容者が十分と考える医療を与えない場合にはしばしば裁判に訴えられてしまうため、医療サービスを削るという選択肢は事実上ない。これはアメリカに特異な現象といえる。

(5) 食事のサービスはどのように行っているか。

給食サービスは、コロンビア特別区矯正局と契約しているARARK社によって提供されている。食事は、食事トレーに入れられて居住区域まで運ばれ、居住区域の内部で被收容者に提供される。

(6) テレビ、ラジオなどの視聴、新聞、書籍等の閲読は可能か。何らかの制限はあるか。

テレビの視聴制限は、点検時及び施設の施錠時だけである。被收容者は、売店でヘッドフォン付きのラジオを購入することができ、また、自費で日刊の新聞を買うことができる。

(7) Eメールの使用は可能か。

認められていない。

(8) 信書や電話の検閲は、どのように行われているか。

被收容者あての通常の手紙は、書信室の職員が、禁制品の混入を防ぐために検査している。

電話通話は、弁護士からのものを除き、施設調査室 ( facility investigation office ) によって監視され、録音されている。

## 6 民営刑務所と公立刑務所との比較

(1) 被收容者に提供されるサービスの内容や質に違いはあるか。

サービスの内容は施設ごとの契約によって決められているため、契約次第である。

サービスの質については、一般に民営刑務所の方がより充実したサービス（特に教育プログラムなど）を提供している事例が多いと考えている。

(2) 重警備の刑務所を民営にすることは可能か。

問題なく可能である。

CTFの中にも最高セキュリティレベルの特別管理区域 ( Special Management Unit ) があるが、民営による問題は一切生じていない。

(3) 経営上の問題からサービスの質を落とすことはないか。

そのようなことはない。サービスの内容は契約で決められており、コロンビア特別区矯正局等による監督を受けているため、経費削減のためにサービスの質を低下させるようなことはできない。

(4) 矯正当局は民営刑務所の方が安上がりであるとの認識を持っているのか。

運営コストは契約に定められており、契約次第である。

(5) 民営刑務所の方がサービスの質が高いということならば、なぜすべてが民営刑務所にならないのか。

民営刑務所は徐々に増えているが、すべてが民営刑務所にならないのは「政治」の問題である。



CTF幹部職員らと

ただし、公立刑務所でも、医療、食事、教育を部分的に民間に委託している例は多い。むしろ、運営のすべてを「官」で行っている刑務所は少ない。



## カリフォルニア州青少年・成人矯正庁

*California Youth and Adult Correctional Agency*

( 1100-11th St, Ste 400, Sacramento 95814 )



Presley 長官との会談

### 訪問日時

2003年8月8日午前11時～正午

### 組織の概要

#### 1 長官 (Agency Secretary)

Robert Presley

長官は、カリフォルニア州知事の官房メンバーであり、矯正案件につき知事に助言する。

#### 2 組織の性質

カリフォルニア州青少年・成人矯正庁は、その下にあるいくつかの機関（カリフォルニア州矯正局、仮釈放委員会、麻薬中毒者評価委員会、カリフォルニア州青少年局等）が法令を遵守しつつ有効かつ統一性のある矯正政策を実施するようにその活動を統括することを任務としている。

成人矯正庁の下にあるカリフォルニア州矯正局は、33の刑務所を監督している。

### 聴取結果

調査事項につき、Presley 長官から聴取

#### 1 過剰収容対策

カリフォルニア州では、1980年代から現在に至るまで、刑務所のいわゆる過剰収容に悩まされており、現在の収容率は平均180%にのぼっている。こうした過剰収容に対するこれまでの対策は次のとおりである。

### (1) 刑務所長ら幹部や現場の刑務官の質の向上

採用時において良質な者を採用すること、また、採用後の研修を充実させることが重要である。

### (2) 施設内における分割管理

一つの刑務所をその内部で500人単位のパーツに分けて管理することによって、たとえば暴動が施設全体に及ぶのを防ぐことができる。現在、33施設中20施設程度はこのやり方で管理している。

### (3) 教育プログラム等の実施促進

受刑者の管理上重要なことは、彼らをできるだけbusyにしておくことである。カリフォルニア州では、教育プログラム等に参加した受刑者には、刑期を短縮するなどのインセンティブを与えることによって、プログラムへの参加を促進している。何の活動にも参加しない受刑者は、デイルームにおいて、カードゲームをしたりテレビをみたりして時間をすごしている。

## 2 地域に開かれた刑務所のあり方

刑務所運営にとって、コミュニティとの連携は重要であり、特に力を入れている。具体的には、刑務所長が、地域の商工会議所や各種クラブにおいて講演をするなどして、刑務所運営への理解を求めている。

また、地域には、市民からなる「アドバイザリーコミティー」があり、月例ミーティングが開催され、地域からみた刑務所運営に対する懸念事項等について話し合っている。

## 3 施設の外部からの統制・介入

### (1) 議会や裁判所からの統制

議会や裁判所からの求めに応じて、刑務所に関する情報を開示している。

### (2) 受刑者人権保護団体

受刑者の家族、親戚らによって構成されており、刑務所運営に対してしばしば厳しい批判を向けている。

### (3) 被害者保護支援団体グループ

受刑者人権保護団体とは、反対の方向から刑務所運営に関心を有する。

### (4) マスメディア

## 4 刑務所医療

刑務所医療の問題は、組織犯罪問題と並びカリフォルニア州の行刑行政の最大課題のひとつである。

この分野においては、裁判所の統制が極めて強い。受刑者人権保護団体は、医療問題を法律問題として扱うことが多いため、これを受けて裁判所もこの問題に関与することになり、しばしば裁判所から刑務所における医療措置について命令が発出される。その結果問題となるのが、刑務所医療の水準である。矯正システムの中でも、州の標準に見合ったレベルの医療サービスが提供されるべきであると考えているが、裁判所はしばしば施設外の一般のレベルよりも進んだ医療サービスの提供を命じてくる。これによって医療コストが高くなるのはもちろんであるが、「一般の人が受けられないレベルの医療を殺人や強姦を犯した犯罪者が無料で受けられていることが果たしてフェアと言えるのか？」という哲学的な議論を生んでいる。しかし、裁判所の命令である以上、行刑当局としてはこれに従うほかはない。

刑務所の常勤医の待遇に特別のインセンティブはない。したがって、その採用は必ずしも容易ではないが、現状は何とかうまくやっている。刑務所の常勤医となるメリットを強いて挙げ

るとすれば、仮に医療ミスがあったとしても州の負担となるので、米国では保険料が高額な医療損害保険に入る必要がない点であろう。

## 5 麻薬中毒

麻薬中毒者たる受刑者の処遇は、カリフォルニア州においても大きな問題である。州には麻薬中毒者の処遇に特化した専門施設が一つあるが、一般の施設でも麻薬中毒者に対する処遇プログラムをもっている。

麻薬中毒者に関しては、2年前に法律が制定され、凶悪犯罪以外の場合は、麻薬中毒者に対して刑罰よりも医療措置（トリートメント）を優先して行い得る制度となっている。また、麻薬犯罪者を対象とした特別の仮釈放委員会がある。

## 6 PFI

カリフォルニア州には小規模ではあるが11の民間刑務所がある。民間刑務所については、サービスの質が Better であるかコストが cheaper でなければ意味がないが、現状では、その運営にあまり満足していない。

民間刑務所は、利益を追求するためにセキュリティや医療や食事等のサービスを削ってしまうことがあり得る。

(参考)

## カリフォルニア州矯正局50年誌から

### 1 カリフォルニア州矯正統計

#### (1) 職員数と収容人員

年度	1944	1954	1964	1974	1984	1994
収容人員	5,710	15,376	26,483	24,741	43,328	125,605
職員数	755	2,680	6,243	8,360	12,827	35,350

#### (2) 矯正局予算

年度	1944	1954	1964	1974	1984	1994
予算(\$)	3,122,519	20,414,691	78,345,944	198,772,634	778,317,000	3,078,267,000

### 2 カリフォルニア矯正局50年の歴史

#### (1) 1851年～1944年(矯正局以前)

カリフォルニアの最初の刑務所は民営であった。1851年に州はすべての州の受刑者を民間の企業家に貸すことを許可した。民間の企業家であるエステルが、83人の受刑者(女性1名を含む。)を2本マストの船に収容し、最初の刑務所であるサンクウェンティン刑務所を建設した。

1861年、州は、無給の3名の委員からなる委員会の名目的な監視の下、刑務所の管理を行うこととなった。

約1世紀の間、各施設の施策は州の政治が替わるごとに交代する刑務所長に委ねられていた。

#### (2) 1944年～1954年(最初の10年、組織化、再構築、成長)

州知事が設置した特別委員会による矯正の完全な再組織化を図るべきとの答申を受けて、1944年5月に、カリフォルニア州矯正局が設置され、矯正局長にすべての刑務所運営の責任が集中された。

#### (3) 1954年～1964年(プログラムと収容人員の拡張)

新たな刑務所が建設され、収容人員が増加し、改善更生に焦点が当てられた。1960年までに1万人以上の受刑者が800人の職員の監督の下、グループカウンセリングを実施された。

1957年に成人受刑者の仮釈放の業務が矯正局所管となった。

1961年に州政府は青少年・成人矯正庁を創設した。

#### (4) 1964年～1974年(刑務所内の暴行、裁判所の命令による変革、収容人員の減少)

収容人員は26,483人(1964年12月)から24,741人(1974年12月)に減少した。

1968年にサンクウェンティン刑務所で2つのギャンググループが決闘したのを始めと

して、刑務所内でギャングの対立抗争が激化し、前例のない暴行と殺人が行われた。1970年から1974年までに11人の職員が殺害され、1971年だけで7人の職員が殺害された。同時期、受刑者の死亡は116人に達した。

1966年に積極的差別是正措置が導入され、少数民族出身者及び女性の職員が増加した。

1971年に女性の保安職員が男子刑務所に配置された。

裁判所の命令が刑務所の制度に影響を与えるようになり始めた。

(5) 1974年～1984年（科刑制度の再構築、収容人員の再増加）

1977年カリフォルニア州量刑法（DSL）により、刑期は固定され、仮釈放は犯罪ごとにおいて非個人的に決定されることとなった。

1983年の作業奨励法により、刑務所内で作業に従事し又は教育を受けた者は刑期の半分まで免除され得ることとなった。

収容人員は、1977年12月に19,623人となったが、これ以後、増加に転じた。

(6) 1984年～1994年（大規模な建築計画、収容人員の激増）

収容人員の増加が継続し、この10年間で12か所の刑務所が29か所へと増加した。スリーストライク法（2回目の暴力犯罪又は深刻な重罪に対しては刑期を2倍とし、3回目の重罪に対しては無期刑（仮釈放あり）とするもの）やその他の厳格な犯罪関連法（例えば1994年のワンストライク法＝特定の暴力的な性犯罪は終身刑とするもの）の成立により、終わりなき収容定員の増加が必要と思われた。1994年6月30日に、収容人員は124,813人に達し、2000年には21万人に達すると予測された。

収容人員の増加のみでなく刑務所の責務も複雑化した。エイズや結核、公衆衛生の問題が運営上の重要な課題となった。刑務所内の医療及び精神衛生サービスの改善に対して関心と資源が集中された。

犯罪被害者の問題も焦点となり、1988年に刑務所内での被害者の権利の行使を援助し、犯罪者にその犯罪が被害者に与えた衝撃を理解させるのを援助するための被害者サービスプログラムが創設された。

## サクラメント・カリフォルニア州立刑務所

California State Prison、Sacramento ( SAC)

( P.O. Box 290002、 Represa、 CA 95671-0002 )



管理棟横テラスにて（大臣の左隣の女性が Piler 刑務所長）

### 訪問日時

2003年8月8日午後2時～4時

### 施設の概要

#### 1 施設の性質

サクラメント・カリフォルニア州立刑務所は、1986年10月に開設された州内最高警備度の重警備刑務所であり、最も粗暴な犯罪者を安全かつ厳重に収容するための施設である。被収容者は、犯罪組織のメンバーと立証されている者、仮釈放なしの終身刑を受けた者又は暴力や逃走を起こしやすい傾向のある者である。被収容者の中には、精神に障害をもっている者や処遇が困難な者が多い。



厳重な警備（監視棟）

## 2 施設概況

### (1) 刑務所長

Cheryl K. Piler カリフォルニア州の重警備刑務所としては初の女性所長 現職は5年目

### (2) 職員数

総員 1,369人(男1,012人、女357人)

(内訳)

保安職員(カウンセラーを含む) 男791人 女123人

非保安職員(医療職員を除く) 男137人 女121人

医療職員 男84人 女113人

### (3) 収容状況

収容定員 3589人

収容人員 3025人(うち隔離措置としての昼夜独居拘禁 168人)

独居房への2人収容が常態化している。

カリフォルニア州の行刑施設の収容率は平均170~180%

### (4) 年間運営経費

1億2,500万ドル

### (5) 保安事故

逃走 0件

自殺企図 20件

自殺既遂 2件

殺人 0件

受刑者による職員傷害 152件

受刑者同士による傷害 29件

職員による受刑者傷害 0件

(2002年7月からの1年間)



フェンスは三重 真ん中は電気フェンス

## 聴取結果

調査事項につき、Piler 所長らから聴取

### 1 処遇関係

#### (1) 隔離措置としての昼夜独居拘禁(Administrative Segregation)に付される場合

一般の受刑者と収容された場合に、受刑者本人その他の者の安全に直接的な脅威となるとき、施設の保安を危うくするとき、又は重大な規律違反行為若しくは犯罪行為の疑いの調査を妨害するときは、受刑者は直ちに一般の受刑者から分離され(カリフォルニア州規則15章3335条)、より制限された居住環境の下に収容される。

そのような受刑者も、同規則15章3343条により、早期に一般の受刑者の扱いに戻すよ

うプログラムが用意されている。

## (2) 精神に障害のある者の処遇

サクラメント・カルフォルニア州立刑務所は、重警備環境を維持しつつ、精神障害のある受刑者に対して、タイムリーで、安全で、経済的な手法により良質な介護を提供している。精神衛生サービス供給システム（Mental Health Services Delivery System）の一部として、3つの異なったレベルの治療を実施している。

矯正医療ケースマネージメント制度（Correctional Clinical Case Management System）

精神科医及びケースマネージャーが定期的に受刑者を評価する。薬物治療と支援的なセラピーによって精神的な安定を図るが、緊急時又は精神状態の悪化が見られる場合は、強化された外来プログラム（Enhanced Outpatient Program）又は精神衛生危機用ベッド（Mental Health Crisis Beds）に移される。

強化された外来プログラム（Enhanced Outpatient Program）

精神障害のために一般の受刑者と同様の処遇ができない受刑者には、このプログラムが適用される。現在、192人に適用されている。ここでは、薬物治療と観察、個別のケースマネージメント、グループセラピー、レクリエーションセラピー、制限的な教育及び通常の処遇（食事、レクリエーション、面会等）が実施される。面会、図書館利用、医療及び歯科診療等の例外を除いて、すべての基本的な処遇は通常の受刑者とは別に実施される。

精神衛生危機用ベッド（Mental Health Crisis Beds）

医務室における24時間入院看護が必要な精神障害を有する受刑者のためのもので、刑務所内の矯正治療センター（Correctional Treatment Center）の中に設置されている。精神衛生危機用ベッド（Mental Health Crisis Beds）に置かれる期間は、10日間に限定されている。長期間、集中的な治療が必要な者は、Vecaville に所在するカルフォルニア州医療施設（California Medical Facility）の精神科に移送される。

精神治療区（Psychiatric Services Unit）

重警備区（Security Housing Unit）に収容されるよう分類された受刑者に対して、強化された外来プログラム（Enhanced Outpatient Program）レベルの処遇を実施するための処遇区である。

## (3) 処遇困難者の処遇における民間との協力

主たる協力団体としては、アルコール中毒者及び薬物中毒者のための2つの自助グループがある。

## (4) 犯罪被害者支援のための活動

犯罪被害者の支援のための資金集めに職員が参加している。

## (5) 職業訓練プログラムの内容

職業訓練プログラムとして、電気工事、住居管理者、園芸、設計、シルクスクリーン、クリーニングがある。重大な規律違反行為による懲罰中はそのような職業訓練への参加が中止されるが、一般の受刑者と同様の処遇に戻った場合は、職業訓練が再開される。



(6) 作業に従事した場合の報酬

作業に従事した場合の報酬は、月20ドルから50ドルである。

## 2 職員関係

(1) 保安職員の超過勤務の状況

保安職員は、事故及び騒じょうの間及びその後において、必要な警備機能を全うするために超過勤務を課される。

(2) 保安職員の週休日の勤務状況

勤務表に従い休日に勤務した常勤職員は、4時間の休日給と8時間の代休を与えられる。

(3) 女性職員の割合

職員の男女比率は、6.5対1である。処遇困難な男子受刑者、危険な男子受刑者の処遇にも女性職員を充てている。

(4) 保安職員の採用方法、異動等

ペーパーテスト、健康診断、心理テスト、身上調査を経て、矯正保安職員のための研修所に入学し、卒業した者が各施設へ配置される。他の施設に欠員が生じた場合、保安職員は他の施設への異動を申し出ることが許される。異動は、当該施設において年功により受け入れられる。

(5) 職員組合

カルフォルニア矯正保安職員組合が存在する。

(6) 処遇困難な受刑者、危険な受刑者を処遇する職員のストレスを解消するための方策

各施設レベルで実施されている研修の中で多くの方策が説明されている。また、希望により職員支援プログラムの利用ができる。

(7) 保安職員の意見、不満等を組織運営に反映させる方法はあるか。

契約事項に関し、組合代表を介して職員が不服を申し立てる制度がある。また、職員が懸念事項を公表するために利用可能な門戸開放政策を採用している。さらに、監察官室等の外部の機関に救済を求めることもできる。矯正局では不満を申し述べた職員に対する報復に対しては容赦のない処分を科している。

(8) 保安職員に対する人権研修

受刑者と職員との関係に関する年次研修が実施されている。受刑者処遇に関して職員に求められるものについてもこの研修で扱われている。

## 3 保護房、戒具等関係

(1) 保護房等の使用

他者にとって危険と認められた受刑者は、昼夜独居拘禁区 (Administrative Segregation Units)、重警備区 (Security Housing Units)、精神治療区 (Psychiatric Services Unit) などの制限的な環境の下で収容される。

刑務所内の矯正治療センター (Correctional Treatment Center) に設置されている精神衛生危機用ベッド (Mental Health Crisis Beds) は、自殺を企図する受刑者の緊急の収容場所としても使用される。

## (2) 戒具の種類

施設内で使用されている戒具には、革製の拘束具とプラスチック製の手錠がある。革製の拘束具は、保安を害するおそれ、自己又は他者の安全を害するおそれのある者に対し、医師の許可により使用される。プラスチック製の手錠は大きな事故又は騒じょうに關与した受刑者を拘束する一時的な手段として使用される。

## (3) 身体検査

受刑者の身体の見身は、カルフォルニア州規則 15 章 3287 条により、着衣のまま又は裸体で実施される。

### 3287 条 (b)

受刑者は、当該受刑者が身体に許可されない物品若しくは危険な物品を隠匿していると考えられる実質的な理由があるとき、または、争論に關与している実質的な理由があるときは、着衣のまま又は裸体で身体の見身を受ける。このような見身は重警備区域への出入りのための通常の手順としても行うことができる。施設長の許可により、許可されていない又は危険な物品及び薬物の所持、施設内外への持込み又は所内の移動を防止するために受刑者に対して無作為の見身を行うことができる。身繕いの基準に合致しているかどうかを確認するため受刑者の容姿の毎日の見身が実施されなければならない。これらの見身は、受刑者を困惑させ、または屈辱を与えないよう、職業的な態度で実施されなければならない。可能な限り、受刑者の裸体の見身は、他の受刑者の目の届かない状態で行われなければならない。

- (1) 資格のある医療職員以外の矯正職員は、生命にかかわる緊急の場合を除いて異性の受刑者の裸体見身をしてはならない。着衣のままでの通常の見身は異性の職員によって行うことができる。
- (2) 体の腔の見身は、外観見身又は金属探知機での見身を除き、医師の直接の監視の下で医療設備の中で行われなければならない。体の腔への物理的な侵入行為は、見身の目的を達するためにすべての他のより強制的でない手段が尽くされた後に、医師により実施されなければならない。

## (4) 戒具の使用

戒具は、重警備区 ( Security Housing Units ) として指定された区域、昼夜独居拘禁区 ( Administrative Segregation Units )、精神治療区 ( Psychiatric Services Unit ) において使用される。戒具の使用は、カルフォルニア州規則 3268.2 条による。

### 3268.2 条

- (a) 身体の見身のための器具は、以下の状況の場合にのみ使用できる。
  - (1) 場所間の護送をするとき。
  - (2) その者の経歴、現在の行動、外見上の心理状況、その他の状況がその者が暴行し、又は逃走する合理的なおそれを示しているとき。
  - (3) 自殺の企図又は自傷を防止するために医療職員の指示があるとき。
- (b) 拘束具は以下の使用をしてはならない。
  - (1) 懲罰として用いること。

- (2) 首に巻きつけること。
- (3) 過度に身体的な不快を与える、又は血流若しくは呼吸を妨げるおそれのある方法、上ぞりに縛りあげる方法で用いないこと。
- (4) 一時的な緊急手段としての例外を除き、固定したものに拘束しないこと。しかしながら、護送中の者は護送車のいかなる部分にいかなる方法でも縛り付けないこと。
- (c) 拘束具が必要な場合は、手錠単体又は腰のチェーンに取り付ける手錠の使用が通常の拘束の手段である。しかしながら、状況が他の拘束具の拘束のレベルが必要と見られる場合は、足錠、補助の鎖、鎮静衣、革手錠その他の特別の器具を含む拘束具を使用することができる。
- (d) 医療職員の指示による拘束具の使用は、拘束される受刑者の施設内の医療記録の中に完全に記録されなければならない。

(5) 武器等の使用

武器等の使用は、カルフォルニア州規則 3 2 6 8 条による。

すべてのカルフォルニア州の重警備刑務所においては、受刑者が接近できない場所に火器を備えた配置箇所がある。

過去 1 年間に死に至るおそれのある実力行使を必要とした事故はない。



常時防刃チョッキを着用している刑務官

3 2 6 8 条

- (b) 最小限の実力行使をもって拘禁及び矯正の機能を全うすることが矯正局の政策である。職員は職務の遂行に必要な場合は合理的な実力行使をすることができるが、不必要な又は過度の実力行使はしてはならない。
- (c) 矯正局は人命の尊さを認識している。したがって、死に至るおそれのある実力行使は合理的な実力行使である場合であって、かつ、以下の必要がある場合に限る。
  - (1) 職員その他の者を死亡又は重傷の直接のおそれから守るため
  - (2) 拘禁からの逃走を防止するため
  - (3) 施設の保安に対して直接の危険となり、規模により逃走や他の者の死亡の結果をもたらすおそれのある暴動、放火等の行為を止めるため
  - (4) 他の処理が実施できない場合に重傷を負った又は危険な動物を処理するため
- (d) 目標とされるもの以外の者が傷つくと考えられる理由がある場合は火器は使用してはならない。
- (e) 火器は、施設内のみで死に至るおそれのある実力行使が ( c ) で許されている場合にのみ警告として使用することができる。

#### 4 受刑者が所有できる物品

施設内で受刑者が所有できる物品のリスト及び最大量は施設長が定める。施設は、受刑者に支給された州の物品のほかに施設の保安又は人の安全を脅かすおそれのない物について居室内での所持を許さなければならない。

州の支給品及び所有が許された個人の物品の総量は6立方フィートを超えてはならない。さらに、施設は、受刑者が自費で、テレビ、楽器、ラジオ、テープ・ディスクプレーヤー、タイプライターのうちの2品を所持することを許すことができる。

制限された環境の下で収容されている受刑者は、物品の所持が制限される。



居房の内部（独居房に2段ベッド）

#### 5 懲罰関係

カルフォルニア州規則によれば、懲罰関係の手続は以下のとおりである。

##### (1) 報告

規律違反行為があった場合、軽微な規律違反に対しては口頭注意がなされ、報告書等は作成する必要がない。法律違反又は軽微なものでない規律違反があった場合は、規律違反報告書が作成される。結果が出るまで、一時昼夜独居拘禁とする必要がある場合のほかは従来の居室に収容され、作業等を行うことができる。

##### (2) 重大でない規律違反行為の取扱い

懲罰のためのヒアリングを実施する階級のレベル以下でない指定された職員が重大な規律違反かどうかを分類する。重大でない規律違反と分類されたケースについては、副看守長又は経験のある看守部長以上のレベルの懲罰のためのヒアリング担当者がヒアリングを行う。受刑者は証人を呼んだり、調査のための補助の職員に指定されている者を利用する権利はない。ヒアリングの結果、規律違反行為ありとされた場合は、以下の懲罰の一つ以上が科される。

叱責を伴う又は伴わないカウンセリング

ヒアリングの日から30日以下の期間のヒアリング担当者が指定する優遇の停止

10日を超えない期間の週末又は休日の舎房への屏禁

40時間以内の追加の労作の賦課

5日間を超えない舎房への屏禁。作業及び処遇プログラムへは参加させる。

規律違反行為を犯し、物品の修理又は売店の復元の費用の支払いを拒絶した場合における受刑者の領置金の使用に対する制限又は停止

条件に従うことによる90日間までの処分の全部又は一部の停止

処分の停止時の条件に違反した場合の停止されている処分の全部又は一部の実施

### (3) 重大であると分類された規律違反の取扱い

受刑者は、一般の受刑者と分離され、規律違反行為が犯罪である場合は告訴される。看守長又は経験のある副看守長等以上の職員がヒアリングを担当する。主任懲罰担当者（施設長又はその指定する管理職の職員）は、以下の基準に基づいて、調査担当職員及び受刑者を援助する職員を指名する。

#### 調査担当職員

- ・更に調査が必要な事案が複雑なとき。
- ・受刑者が防御のために必要な証拠を収集したり、提出したりすることが困難な居住状況にあるとき。
- ・受刑者が職員の指名を放棄した場合であっても、公正なヒアリングのために更に情報が必要であることが決定されたとき。

#### 援助職員

- ・受刑者が読み書きができない又は英語が話せないとき。
- ・受刑者が告発されている事実の性質や懲罰手続を理解するための援助が必要であるような事案の場合。
- ・援助を求める受刑者の性格から内密な関係が必要とされるとき。

ヒアリングの結果、重大な規律違反行為ありとされた場合は、善時制のクレジットを削減される。

規律違反行為が薬物関連である場合は、初犯の場合は1年間少なくとも月1回、2度目の場合は少なくとも月2回、3度目の場合は少なくとも月4回の無作為の尿検査を実施する。

重大な規律違反行為に対する懲罰として、以下のような懲罰の一つ以上が科される。

#### 上記(2)の懲罰の複合

ヒアリングの日から90日以下のヒアリングの担当者が指定する優遇の停止。薬物の施設内での所持、配布等に対する優遇の停止は、初犯は30日、2度目は60日、3度目は90日とする。

10日以下の懲罰拘禁又は舎房への屏禁。施設の安全が妨げられない場合は、受刑者は作業又は処遇プログラムに参加させる。2度目の薬物の施設内での所持、配布等の規律違反行為に対しては5日間の舎房への屏禁、3度目は10日間の舎房への屏禁とする。

薬物の施設内配布の規律違反行為に対しては1年の面会停止及びその後2年間の接触を許す面会の停止

薬物の施設内所持等の規律違反行為に対しては初犯は90日間の面会の停止及びその後90日間の接触を許す面会の停止、2度目は90日間の面会の停止及びその後180日間の接触を許す面会の停止、3度目は180日間の面会の停止及びその後180日間の接触を許す面会の停止。

薬物の施設内所持、配布等の規律違反行為に対しては、薬物の自助組織への参加、施設内の薬物中毒教育への参加等

## 6 不服申立て等関係

矯正局の管轄下にある受刑者は、福祉に反する影響を与える矯正局の決定、行為、条件又は政策に対して不服を申し立てることができる。

不服申立ての前に非公式な解決への試みがなされることが必要条件である。受刑者は、関係職員と非公式に不服を解決する試みをしなければならない。

公式の申立用紙は、不服調整官に期限内に提出されなければならない。

集団申立てのほかは、他の者に代わって不服申立てをしてはならない。他者への援助の行為が安全でない状況又は管理運営に支障のある状況をもたらさない場合は、受刑者は他者の申立ての準備の援助をすることができる。

受刑者の集団が、集団のすべての構成員に影響を与える決定、行為又は政策に対して不服を申し立てようとする場合は、申立てを準備した受刑者の名前、番号を付した1通の申立用紙が提出されなければならない。

同じ事項で複数の申立てがなされた場合は、すべての申立てを集め、最初の申立人に書面で回答し、当該氏名等を抹消した当該回答の写しを他の申立人に送付しなければならない。

各施設長は不服調整官を指名しなければならない。不服調整官は、不服申立ての内容を面接で明らかにし、以下の場合は、書面をもって申立てを却下する。

申立ての対象の行為や決定が、矯正局の所管でないもの

重複した申立てであるもの

将来の行為や決定に関する申立てであるもの

非公式に不服を解決しようとした証拠を含まないもの

不完全なもの又は必要な補助書類が添付されていないもの

提出期限が経過したもの

他の受刑者に代わって申し立てられたもの

不服申立ての濫用に該当するもの

7日間に1つ以上の緊急でない申立てをした場合は、過度の申立てと見なされる。過度の申立てがなされた場合は、最初の申立ては通常の手続きがなされ、その後の申立ては取扱いが停止される。不服調整官は、不服取扱責任者と停止された申立ての取扱いについて協議する。不服取扱責任者は、濫用と判断した場合は、不服調整官に当該受刑者に申立回数を6か月間月1回に制限する警告を準備させる。申立ての制限に違反した場合は、更に6か月間制限を延長する。虚偽の情報、冒涇又は猥褻な言葉を含む申立ては却下される。理解できない申立て、的がしぼれず冗長である又は多量の無関係の書類のため不明瞭である申立ては却下される。

申立人の面接又は協力への拒否は、不服申立てを取り消したものとされる。

第2段階の判断は施設長又はその指名する職員により行われる。

第3段階の判断は、矯正局長の指名する代理人によって行われ、局長の決定がなされる。

不服申立ては、申立ての対象となる決定、不服申立手続の各段階の決定の受理等から15就業日以内にしなければならない。

例外的な場合を除き、非公式なレベルの回答は、10 就業日以内、第1段階は30 就業日以内、第2段階は20 就業日以内（第1段階の判断がなされていない例外的な場合は30 就業日以内）、第3段階は60 就業日以内に回答されなければならない。

## 7 外部交通関係

面会は、指定された場所及び時間にのみ許される。作業時間、職業訓練又は教科教育の時間は、原則として面会できない。

受刑者に面会できる人数に制限はないが、混雑や面会時間の不公平その他の理由により、面会の時間及び回数を制限できる。同時に5人を超える者（子どもを含む。）と身体的接触を許す面会を実施することはできない。また、同時に3人を超える者（子どもを含む。）と身体的接触を許さない面会を実施することはできない。一度に2人以上の受刑者との面会は、受刑者たちと面会者が直系の家族であり、面会者が事前に書面で施設長又はその指定する職員の承認を得ていることが必要である。

受刑者と面会者を隔てる設備は通常使用されないが、以下のような場合に身体的な接触を許さない面会を実施する。

身体的な接触が、人の安全又は施設の保安を著しく危うくする場合  
面会の規則に従うことを故意に誤り又は拒否する場合の一時的措置  
レセプションセンターに収容されている受刑者

昼夜独居拘禁に付されている受刑者及び重警備区に収容されている受刑者

身体的接触を許す面会中は、受刑者と面会者は、受刑者が所持を禁じられている物品を除き、面会所に持ち込んだ又は面会所で購入した物品の手交、交換等又は飲食をすることができる。面会所に持ち込む又は面会所で購入することを許された法律文書又は面会時に撮影した写真以外のいかなる物品も置いていってはならず、持ち去ってはならない。

一般の受刑者は電話を利用できる（ファクシミリ、電子メールの利用はできない。）。制限された環境の下に収容された受刑者は緊急時又は弁護士の要請による場合のみ電話を利用できる。カルフォルニア州規則によれば、受刑者の電話の利用は以下のものである。

一般の受刑者は、コレクトコールで指定された時間、指定された電話機により電話をすることができる。回数及び会話時間は、優遇のグループによって異なる。

内線電話は必要があり、職員の許可がある場合を除いて使用できない。職員の許可がある場合を除いて、ダイヤル直通電話は使用できない。料金をクレジットカード払いにしてはならない。パーティーコールに電話してはならない。警察用などの特別の番号に電話してはならない。他の施設の受刑者に電話してはならない。文書で受刑者からの電話を受けない旨の要請書を出している被害者、保安職員その他の者に電話してはならない。

上記の制限等を除き、受刑者がコレクトコールする相手に制限を設けることはできない。

電話の内容は、施設の職員により、常時モニターし、記録することができる。電話の内容はモニターし、記録することができる旨を英語及びスペイン語で記載した目に付きやすい警告書を電話機の場所に掲示しなければならない。

施設長が指定した職員が、受けた電話が緊急通話（受刑者の直系の家族の重態、重傷又は死亡に関する電話）又は秘密通話（受刑者と弁護士との会話で、両者が秘密としたもの）であると判断した場合は、通話の相手及び電話番号を確認し、受刑者に直ちに状況が告げられなければならない。受刑者には、コレクトコールで又は領置金からの引き去りで、緊急通話又は秘密通話を行うことができる。秘密通話はモニターし、記録されてはならない。

秘密通話は、受刑者の弁護士から弁護士事務所のレターヘッドのある書面で要請があった場合に施設長又は指定された職員により個々の事情により許される。日時、会話時間及び受刑者が会話する場所、会話の方法は施設長の裁量による。秘密通話は、施設長が通常の上の書簡や弁護士の面会が適当な手段であるなどと判断した場合は、拒否される。秘密通話の要求が施設の運営に深刻な負担である場合は、施設長は又はその指定する職員は、秘密通話に優先順位をつける。

受刑者と宗教家、治療専門家との緊急通話は、個々の事情により施設長の指定した職員により許される。

法律文書以外のすべての秘密でない受刑者が授受する信書は、その全部又は一部を施設の指定された職員により閲読される。すべての受刑者あての小包、信書は開封され、受刑者に配送される前に検査される。検査の目的は、受刑者の領置金に入れるための金銭を受領するため、許可された自己所持できる物品の受領を確認し記録するため、禁制品の持ち込みを防止するためである。受刑者が発信する信書は所内の規則により検査される。すべての小包は封をされ、発送される前に適当な職員により検査される。

小包を受け取るための事前の許可を必要とすることができる。施設は事前の許可を取っていない場合は、受刑者にあてた小包の受領を拒否できる。

## 8 医療関係

### (1) 医療の実施の責任

医療の実施は施設の責任である。

### (2) 医療体制

施設内の医療施設はライセンスを受けており、1年ごとに更新される。

医療スタッフとして、監督者たる医師2名の下に、フルタイムの医師が6名、正規登録看護師は27名いる。

24時間体制で救急医療措置を施し、必要に応じ、契約した地域の外部病院へ搬送している。

視察日前日にも、同衆傷害により11か所の刺傷を負った受刑者が施設内の医務室で手当てを受けた上で、外部病院に搬送された。



医務室



### (3) 医療費の負担

医療費の負担は矯正局の予算から支出される。護送に要する費用及び拘禁に要する費用は各施設の予算から支出される。任意のものであり、治療の必要がないと考えるものについては、私費で治療となる。

### (4) 外部の医師による治療

受刑者又はその家族の自費で外部の医師の治療が許可される。

### (5) 医療職員の確保

医療職員の採用は、保安職員でない州職員の採用とほぼ同じである。職業斡旋に応募し、面接を経て、職に就くことになる。医師の労働条件は一般の医師とほぼ同様であるが、刑務所という環境の性格上、いくつか異なる点もある。給与は一般の医師の給料と競合して決定される。

### (6) 刑務所が供給する医療のレベル

矯正局としては、一般社会で利用可能な医療と同様の医療を受刑者に供することが求められている。受刑者に高度先進医療を施すことについて市民からの批判はある。

### (7) 精神に障害を有する者の治療

矯正局は、受刑者の必要性や精神衛生治療の特定のプログラムを展開することにより、この目的のために資源が利用可能な限度において、広範囲の精神衛生サービスを供している。必要かつ適切な精神衛生サービスが受刑者に供され、十分な職員及び設備がこのサービスの供給のために維持される。資源内では対応することができず、精神衛生局で利用可能な精神衛生治療を受刑者が必要とすることが判明した場合は、精神衛生局に一時的に移送することを検討するために矯正局長に判断を委ねられる。

### (8) 歯科診療

レセプションセンターにおいて分類を行っている間は、基本的な必要性に応じた限られた歯科治療が実施されている。処遇施設に移送された後 14 日以内に歯科医師によって完全な検査を受ける。口腔衛生の実施をしつながらない受刑者は痛みを取る治療、感染を防止する治療のみを受ける。受刑者の怠慢から生じた緊急でない口腔の通常の治療は実施されない。50 歳未満の受刑者は少なくとも 2 年に 1 回、検査を受ける。その他の受刑者は毎年検査を受ける。歯科治療が必要な受刑者が拘束具の使用が必要な場合は、歯科治療のいすに座れるように拘束具が選択されなければならない。治療の間、施用されなければならない。例外的な措置は、歯科医師、保安職員及び副看守長の同意を必要とする。

### (9) 受刑者の死亡

受刑者が死亡した場合は、検死官事務所がすべての刑務所内の死亡者について検死し、死因を特定する。

### (10) サクラメント・カルフォルニア州立刑務所の医療上の性格

サクラメント・カルフォルニア州立刑務所は、強化された外来プログラム(Enhanced Outpatient Program)レベルの治療が必要な昼夜独居拘禁の受刑者のための医療中核施設である。

## 9 その他

### (1) 死亡事故の公表

死亡事故が発生した場合には公表する。

### (2) 職員の制服及び名札の着用

すべての保安職員は、施設長により特に例外とされる場合を除いては、矯正局長の指示により制服を着用し、階級章を着装しなければならない。制服を着用した保安職員は矯正局のバッジを着装しなければならない。また、すべての制服を着用した保安職員は名札を着装しなければならない。

受刑者及び一般市民と接触する職員も、施設長の決定により、職務中は名札を着用するものとする事ができる。